

150-0002

渋谷区 渋谷 3-1-9  
YAZAWAビル3階

サクラサクマーケティング 株式会社

事業主

様

202502352276833 00001

到達番号 202508271147130404

通知書は、処理が完了した方から順次発送しております。すでにご提出済みの方が今回の通知書に含まれていない場合、処理が完了次第、送付いたします。

## 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額改定不該当通知書

事業所整理記号	渋谷②S3AK
被保険者整理番号	31
被保険者氏名	角田 尚大
生年月日	昭和 61 年 9 月 4 日
※1 種別	第1種
改定年月	令和 7 年 8 月
標準報酬月額	(健保) ***** (厚年) 650 千円
改定前標準報酬月額	(健保) ***** (厚年) 650 千円

※1 種別 第1種：男性 第2種：女性 第3種：坑内員  
特例第1種：男性（基金加入） 特例第2種：女性（基金加入）  
特例第3種：坑内員（基金加入）

上記の被保険者にかかる被保険者報酬月額変更届は、標準報酬月額の改定の要件に該当しないので通知します。

令和 7年 8月27日

日本年金機構理事長  
(渋谷年金事務所)

### 【被保険者報酬月額変更届】

被保険者の報酬が、昇（降）給等の固定的賃金の変動に伴って大幅に変わったときは、定時決定を待たずに標準報酬月額を改定します。

これを随時改定といいます。

随時改定は、次の3つの条件を全て満たす場合に行います。

- 昇給又は降給等により固定的賃金に変動があった。
- 変動月からの3か月間に支給された報酬（残業手当等の非固定的賃金を含む）の平均月額に該当する標準報酬月額と、これまでの標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じた。
- 3か月とも支払基礎日数が17日以上である。  
(特定適用事業所における短時間労働者の場合は11日以上)